解散公告（第三回）

当法人は平成二十七年三月十日をもって解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十七年三月二十三日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十七年三月二十五日

徳島県美馬市脇町字西赤谷二〇九番地八

医療法人斎木医院

清算人　斎木　寛

配当公告

埼玉県さいたま市中央区下落合二丁目一八番七号

破産者　株式会社同栄

右の者に対する東京地方裁判所平成二十五年（フ）第一一三三〇号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。

一、配当に加えるべき債権の総額

金七二五、二九五、五八二円

一、配当することのできる金額

金二二八、三一二、〇九一円

平成二十七年三月二十五日

東京都千代田区霞が関三丁目二番五号霞が関ビル四階隼あすか法律事務所

破産管財人　鈴木銀治郎

配当公告

兵庫県尼崎市神崎町四五番二三号

破産者　株式会社三高製作所

右の者に対する神戸地方裁判所尼崎支部平成二十六年（フ）第一〇四号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。

一、配当に加えるべき債権の総額

金二〇五、二六八、九六〇円

一、配当することのできる金額

金二〇五、二六八、九六〇円

平成二十七年三月二十五日

兵庫県尼崎市潮江一丁目八―一コーポ潮江一一一　破産管財人　弁護士　太田　吉彦

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍栃木県鹿沼市日吉町七一六番地一、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　**中塚**　光久

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

一、配当に加えるべき債権の総額

金二〇五、二六八、九六〇円

一、配当することのできる金額

金二〇五、二六八、九六〇円

平成二十七年三月二十五日

兵庫県尼崎市潮江一丁目八―一一一　破産管財人　弁護士　太田　吉彦

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍栃木県鹿沼市日吉町七一六番地一、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　**中塚**　光久

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年三月二十五日

栃木県鹿沼市千渡二三一五番地一一、事務所栃木県鹿沼市文化橋町二三〇〇番地一〇

相続財産管理人　秋澤　博

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍埼玉県川口市青木二丁目六番、最後の住所埼玉県川口市青木二丁目六番八―二〇四号

被相続人　亡　戸田　勝己

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年三月二十五日

埼玉県さいたま市浦和区高砂二―一―一六浦和大熊ビル三階

相続財産管理人　久能由莉子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍千葉県南房総市二部六四八番地、最後の住所千葉県南房総市二部六四八番地一

被相続人　亡　三堀　文治

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年三月二十五日

事務所千葉県木更津市新田二丁目六番一号かずさ総合法律事務所

相続財産管理人　弁護士　髙橋　信正

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍新潟県新潟市中央区関屋田町三丁目四二三番地、最後の住所新潟市中央区笹口三丁目五番地一エンゼルハイム笹口二〇五号

被相続人　亡　庭前　修一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年三月二十五日

新潟市中央区西堀通七番町一五五四日生第五ビル三階島垣総合法律事務所

相続財産管理人　弁護士　島垣　哲平

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍徳島県三好市井川町辻八五番地、最後の住所香川県高松市岡本町一五五七番地一九九

被相続人　亡　藤井　周二

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年三月二十五日

香川県高松市寿町二丁目二番一〇号　高松寿町プライムビル三階　宮崎浩二法律事務所　相続財産管理人　弁護士　宮崎　浩二

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福岡市城南区鳥飼六丁目一〇番、最後の住所福岡市城南区鳥飼六丁目一〇番七―二〇一号

被相続人　亡　大伴　澄夫

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年三月二十五日

福岡市中央区舞鶴二丁目二番一一号　富士ビル赤坂九階

相続財産管理人　司法書士　梅原　健

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍熊本県阿蘇市役犬原九三七番地、最後の住所熊本県阿蘇市小里八三六番地三

被相続人　亡　中島　徹夫

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年三月二十五日

香川県高松市寿町二丁目二番一〇号　高松寿町プライムビル三階　宮崎浩二法律事務所　相続財産管理人　弁護士　宮崎　浩二

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福岡市城南区鳥飼六丁目一〇番、最後の住所福岡市城南区鳥飼六丁目一〇番七―二〇一号

被相続人　亡　大伴　澄夫

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年三月二十五日

福岡市中央区舞鶴二丁目二番一一号　富士ビル赤坂九階

相続財産管理人　司法書士　梅原　健

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍熊本県阿蘇市役犬原九三七番地、最後の住所熊本県阿蘇市小里八三六番地三

被相続人　亡　中島　徹夫

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年三月二十五日

岐阜県関市新迫間七三番

記

株主名簿上の株主の氏名及び住所

服部　敏郎　愛知県北名古屋市六ツ師四四七―二

所在不明株主の株式の競売又は売却に伴う異議申述の公告

当社は、左記の所在不明株主の株式を、競売又は売却することとしたので、これに対し異議のある利害関係人は、本公告掲載の翌日から三箇月以内にお申し出下さい。

平成二十七年三月二十五日

山口県下関市長府港町一一番一五号

記

株主名簿上の株主の氏名及び住所

松永　利成　山口県下関市細江町一丁目五―六

佐藤　信夫　山口県下関市羽山町一三―一

山本　冨一　山口県下関市向山町三―七

八千代産業　山口県下関市竹崎町一丁目二二―八

株式の数

一〇株

四株

四株

二株

日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年三月二十五日

熊本市中央区水道町八―一よねはくビル二〇一号　安村法律事務所

相続財産管理人　弁護士　安村　立哉

無縁墳墓等改葬公告

当墓地整備のために、無縁墳墓等について改葬することになりましたので、墓地使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する方は、本公告掲載の翌日から一年以内にお申し出下さい。

なお、期日までにお申し出のない場合は無縁仏として改葬することになりますのでご承知ください。

平成二十七年三月二十五日

一、墳墓等所在地　三重県四日市市日永二丁目九の六

一、墳墓の基数及び名称　七十六基、興正寺墓地

一、死亡者の本籍及び氏名　全て不詳

一、改葬を行おうとする者　三重県四日市市日永二丁目九の六　宗教法人興正寺　住職　天白正宣

所在不明株主の株式の競売又は売却に伴う異議申述の公告

当社は、左記の所在不明株主の株式を、競売又は売却することとしたので、これに対し異議のある利害関係人は、本公告掲載の翌日から三箇月以内にお申し出下さい。

平成二十七年三月二十五日

株式会社名伸電機製作所

代表取締役　市川　洋平

記

株主名簿上の株主の氏名及び住所

株式の種類及び数　株券の番号

普通株式　五〇〇株　B第二号

普通株式　一〇〇株　C第四号

普通株式　五〇〇株　E第二号

普通株式　一〇〇株　F第十六号

所在不明株主の株式の競売又は売却に伴う異議申述の公告

当社は、左記の所在不明株主の株式を、競売又は売却することとしたので、これに対し異議のある利害関係人は、本公告掲載の翌日から三箇月以内にお申し出下さい。

平成二十七年三月二十五日

山口県下関市長府港町一一番一五号

下関通運株式会社

代表取締役　田中　熊義

記

株主名簿上の株主の氏名及び住所

株式の数

松永　利成　山口県下関市細江町一丁目五―六　一〇株

佐藤　信夫　山口県下関市羽山町一三―一　四株

山本　冨一　山口県下関市向山町三―七　四株

八千代産業　山口県下関市竹崎町一丁目二二―八　二株